

1.

特啓。陳は清主人様鐵道君小生に  
對し數々の清不満有之由に内村聖  
書研究會退會を御申出に相成り候  
につき小生は清申出に從ひ同君の清名  
を會員名竹簿より削り申候。就こは  
アナタ様に於て此際清出席を續けら  
るゝは相方に於て不愉快ある思出に



2.

妨げらるゝ自然層の平安を乱すの慮たれ

有之候につきて、此際一先が鐵道君等

同様法、退会被下やう偏に願上候

尚又適當の時期を経て一室に相会

するの機会の到来せんことを祈候

右之次第に有之候間法、兩人様

會員証一先が法及附被下やう



是れ又願上り：勿々

昭和四年九月廿六日

山田トク様

内村鑑三

再伸 鐵道君突然の請申出にこゝ生も大

に驚馬き入候、然し今と成りこは念の威權

を維持する上に於て同君の請退念を承認

するより他に途無之候、請退量被下度候